

学校いじめ防止基本方針

群馬県立太田東高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切かつ組織的に対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、速やかに「太田東高等学校いじめ対策委員会」にて、対応策を講じ、組織的に対応する。

2 校内組織

本校は、「太田東高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、生徒指導主事、年次主任、生活指導係長、教育相談係長、養護教諭、スクールカウンセラー

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表1（学校いじめ防止プログラム）及び別表2（学校いじめ対応マニュアル）のとおり、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に係る生徒への指導及び取組を行う。

4 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、被害生徒の意向を確認し、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を行う。その上で、加害生徒に対しての指導を含めた対応を被害生徒に確認していじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者へ提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、文部科学省が定める重大事態対応ガイドラインに沿って組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

7 その他留意事項

- (1) 日頃から、生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ② いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) SNS上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させるとともに、SNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取組について、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。
- (7) 群馬県いじめ再調査委員会からの提言を踏まえた対応を行う。

いじめ防止プログラム

群馬県立太田東高等学校

月	いじめ未然防止の取組 (生徒対象)	いじめ早期発見の取組 (生徒及び保護者対象)	学校いじめ防止対策組織 (教職員の取組)	校内研修 (教職員の取組)
4月	・全校集会における、学校いじめ防止基本方針及び相談窓口の説明 ・新入生オリエンテーションにおける人間関係づくり	・学校内外の相談窓口の周知 ・教育相談だより発行 ・二者面談 ・スクールカウンセラー面談 ・NASI-R (生徒理解調査・1年) ・心の教育 (1年)	把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。 ・全校集会での説明及び指導 ・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・校内研修内容の検討	校内研修① 〔いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の周知徹底〕
5月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・登校時挨拶運動 ・生徒総会におけるいじめ防止宣言	・学校生活実態調査 (いじめ調査の項目を含む) ・教育相談週間 ・スクールカウンセラー面談 ・i-check (生徒理解調査・2年)	・学校生活実態調査結果の分析	校内研修② 〔いじめの認知に係る共通理解〕
6月		・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止フォーラム成果発表会の内容検討	校内研修③ 〔カウンセリングマインドの向上〕
7月	・太田地区いじめ防止フォーラム (班別協議事前資料の作成)	・三者面談 ・リーフレット「いま、悩んでいる君へ」配信 ・スクールカウンセラー面談	・夏季休業前の学年別指導および全体指導	
8月	・太田地区いじめ防止フォーラム参加 ・全校集会におけるいじめ防止フォーラムの報告・発表		・学期初めの全体指導	
9月		・教育相談週間 ・教育相談だより発行 ・スクールカウンセラー面談		校内研修④ 〔自殺予防について〕
10月		・スクールカウンセラー面談 ・心の教育 (3年) ・学校生活実態調査 (いじめ調査の項目を含む) ・二者面談 (1,2年)	・学校生活実態調査結果の分析	
11月		・スクールカウンセラー面談 ・心の教育 (2年)	・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・情報モラル講習会	
12月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・登校時挨拶運動 ・人権教室	・三者面談 (3年) ・スクールカウンセラー面談	・冬季休業前の学年別指導および全体指導	
1月		・教育相談だより発行 ・教育相談週間 ・スクールカウンセラー面談 ・学校生活実態調査 (いじめ調査の項目を含む)	・学期初めの全体指導 ・学校生活実態調査結果の分析	
2月		・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析	
3月	・次年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定		・今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し ・春季休業前の学年別指導及び全体指導	次年度に向けて

※ 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査 (生徒向け及び保護者向け)」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※ 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査 (生徒向け及び保護者向け)」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。

いじめ対応マニュアル

群馬県立太田東高等学校

1 共通認識事項

- ・日頃から教職員間の情報共有を密に行うとともに、特定の教職員のみで対応せず、組織として、学校いじめ対策組織が対応する。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめを行った生徒の成長を支援する観点を持ち、保護者と連携して指導・支援に当たる。
- ・必要に応じて、県教育委員会、スクールカウンセラー及び関係機関等と連携して指導・支援に当たる。

2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応（枠下の記載は留意事項）

① 教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。

- ・生徒の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- ・生徒等からの訴え、アンケート調査、生徒観察、面談等から、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。

② 把握した教職員は、速やかに、学校いじめ対策組織へ報告する。

- ・管理職や生徒指導主事等へ報告する。

③ 学校いじめ対策組織は、速やかに、関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者等へ連絡する。

- ・調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- ・「いじめ防止対策推進法」第28条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに、県教育委員会担当課へ報告する。
- ・保護者の理解や納得を得た上で調査等を行うよう努める。

④ 学校いじめ対策組織は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

- ・生徒の特性等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等と連携して対応する。
- ・SNS等が介在する事案等については、全校生徒への指導についても検討する。

⑤ 学校いじめ対策組織は、関係生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑥ 学校いじめ対策組織は、決定した方針に基づき、関係生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた生徒への心のケアやいじめを行った生徒の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

⑦ 学校いじめ対策組織は、関係生徒の保護者等へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑧ 学校いじめ対策組織は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続し、かついじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒へ確認し、必要であれば保護者へ確認した上で判断する。
- ・解消後も、引き続き関係生徒を注意深く見守る。